

平成26年9月24日

第66回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第66回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成26年9月17日
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号
会議年月日 平成26年9月24日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長 阿部隆宏
副主幹兼
農業振興係長 多田清美
農地係長 村上和男

本日の案件 第66回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後14時00分

	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は24名であります。定足数に達しておりますので直ちに第66回遠野市農業委員会総会を開会します。 2番山崎登久昭委員、18番太田代良市委員、20番菅原一雄委員、25番白金英子委員、27番君崎敬孝委員、31番北湯口進委員から欠席する旨の届け出があったのでこれを許可致しましたので報告します。なお、26番細川幸男委員は延着であります。</p>
議長	<p>【事務事業経過報告】 日程の前に、事務事業経過報告を、事務局長をして説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。 (以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p> <p>ただいまの報告について質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願案件の専決処分をしたので事務局から報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。続きまして報告第2号でございます。 (以下「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願に係る専決処分の報告について」説明により記載省略)</p>
議長	<p>ただいまの報告に関し質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑が無いようですので質疑を終結致します。 次に報告第3号、平成26年度農地パトロール利用状況調査結果について事務局から報告があります。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。報告第3号平成26年度農地パトロール(利用状況調査)につきましては、遠野市内を11地区に分け9月2日～12日までの期間で農業委員・事務局職員・遠野市農林畜産関係職員により執り行いました。調査対象は、遊休農地・耕作放棄地である荒廃農地166筆29万8,415平方メートルについて現地調査を行いました。調査の結果、耕作を再開し解消に至った農地は67筆12万2,936平方メートル。そしてA分類とした農地につきましては67筆9万8,000平方メートル。B分類とした農地については、32筆7万7,479平方メートルとなりました。また、新たに調査した17筆1万4,849平方メートルにつきましてはA分類15筆1万2,814平方メートル、B分類2筆2,035平方メートルとなりました。これは、1の荒廃農地の調査という一覧表になります。今後A分類となりました82筆11万814平方メートルにつきましては、農地利用意向調査を行うこととなります。農地利用意向調査書につきましては農業委員が直接手渡し・回収していただくこととなります。</p>

議 長	<p>で、よろしくお願い致します。市外の所有者につきましては事務局において郵送等により発出をすることとなります。B分類につきましては、農地法適用外申請等非農地の手続きを行うこととなりますのでご承知をお願い致します。なお、利用意向調査等の結果によりまして調整が図られることとなります。最終的な分類結果については、営農することとなりますのでご承知願います。当日行いました農地法許可調査は24件、調査をしてございますが、いずれも問題はないということで確認をしておりました。以上報告致します。農業委員さんの方々、ご苦労様でございました。</p> <p>ただいまの報告に関し質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に報告第4号遠野市農業委員会組織検討委員会検討結果について事務局長から報告があります。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。報告第4号遠野市農業委員会組織検討委員会検討結果についてご報告致します。本来でありますと、本検討委員会の委員長から報告がありますが、本日委員長であります山崎委員及び副委員長であります太田代委員が欠席されておりますので、事務局から報告をさせて頂く次第でございます。委員の皆様にお渡ししてあります、遠野市農業委員会組織検討委員会報告書に基づきご報告いたしますのでご覧いただきたいと思っております。平成27年2月に農業委員の改選を控え、確定された選挙人名簿を基本とし且つ今後の農業情勢を鑑み、各選挙区の定数を検討することで平成26年度6月25日開催第63回総会において平成23年に立ち上げをした遠野市農業委員会組織検討委員会を再開の上委員定数の検討を行っていくことで、決定を頂いたところでございます。それに基づき、各選挙区から名簿通り遠野・松崎から2名実質には遠野地区1名・松崎地区1名でございまして。宮守地区2名、各地区については1名ずつ選出をいただきまして検討委員会を開催の上委員長に山崎登久昭委員、副委員長に太田代良市委員を公選し7月17日・8月21日の2回に渡り委員定数について検討して参りました。その結果を報告書としてまとめ、9月22日に検討委員長から農業委員会会長宛てに報告を致したところでございます。その内容についてご報告致しますが、時間の都合上要点のみを読み上げ報告とさせていただきます。はじめにでございますが、本市の財政状況及び平成23年1月に本委員会を設置し組織運営等の課題を検討した結果、そして本検討委員会での検討結果の総会でのご審議のお願い等盛り込んだところでございます。次に、現状と課題であります。全国及び当市における農業情勢を記載したところでございます。国が示した農林水産業地域の活力創造プラン、そして農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積の加速化など本市の農業再生の為には農業委員のやる事が非常に大きい。しかしながらこの厳しい財政状況を踏まえる必要もあると現状課題を謳ったところでございます。2ページの基本的な考え方でございます。このような厳しい農業情勢から、農業委員の委員定数についてこれらを考慮し、年々増加且つ複雑化する業務に十分に対応できかねる定数の確立を基本な考え方として検討を重ねて参りました。その結果でございます。当市は委員を近郊に配置するため、8選挙区制としております。選挙人定数の上限は30名であります。農業委員会内で十分な協議を行い、平成23年12月に定数26名から24名に削減してございます。今回の検討過程におきまして、県内の類似13市と比較してみても本市の一人当たりの選挙人の数は少ないわけでもなく、各選挙区においても概ね比例の範囲と判断されること。そして、農地中間管理事業創設等遠野市の基幹産業である農業振興を強く推進していく必要がある。農業委員の今後における役割は極めて重要であると考え、また業務量についても年々増大していることを合わせれば、当面現状の定数を維持すべきとまとめたところでございます。今回の検討委員会の結果について、総会で慎重な審議等よろしくお願いしまして、報告とさせていただきます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの報告がありました件につきましては、協議事項で時間を取っておりますのでこれで報告を終了いたします。</p>

議 長	<p>【議事日程】 それでは、議案審議に入ります。</p> <p>【日程第1】 日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に9番昆野征策委員、10番佐々木恵美子委員、会議書記に、事務局阿部隆宏君を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に致させます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。提出議案総括表、議案書3ページ、4ページでございます。 (以下、「第66回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」により説明記載省略)</p>
議 長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第46号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。議案第46号使用収益権の設定でございます。 1番、●●町1筆680平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。使用貸借です。借人は規模拡大の為要請し借り受けるものです。法第3条各項には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。では、●●町担当委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>はい、9番昆野です。それではただいまの案件について、現地確認調査の結果についてご説明致します。現地確認については、事務局と地区担当委員2名により確認したところでございますが、この案件については●●さんが作られた方が非常に便利だということで何ら問題はないと判断してきましたのでご報告致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第46号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第46号は原案の通り可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】 日程第3、議案第47号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、ただちに内容の説明を致します</p>

農地係長	<p>すのでご了承願います。事務局より説明致します。</p> <p>はい、議長。議案第47号所有権移転でございます。</p> <p>1番、●●町1筆2,087平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。売買です。</p> <p>2番、●●町4筆11,828平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。贈与です。</p> <p>3番、●●町1筆6.67平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。</p> <p>4番、●●町17筆42,258平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。生前一括贈与です。</p> <p>1番、譲渡人は市外に居住し耕作不便の為要請し、譲り渡すものです。</p> <p>2番、譲渡人は労働力不足の為、要請し譲り渡すものです。</p> <p>3番、譲渡人は耕作不便の為、要請し譲り渡すものです。</p> <p>4番、譲渡人は父で、後継者である子に生前一括贈与するものです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。なお同居する親子間の所有権移転については現地確認結果の説明を省略致します。それでは、●●町担当委員お願いします。</p>
9番委員	<p>はい、9番昆野です。それでは案件の1番・2番についてご説明致します。事務局と地区担当委員2名により現地を確認したところでございます。</p> <p>1番の案件につきましては、事務局から説明があった通り、一人暮らしで●●に在住している関係で当初●●●●さんが借り受けしていた土地を、高齢ということで譲渡されたようでございます。この件については耕作はやられておりまして、問題ないと確認をしてきたところですが、</p> <p>2番については、贈与ではありますが耕地として活用が図られている所でございます。何ら問題ないと確認してきたところですが、以上です。</p>
議長	<p>では次に●●町担当委員お願いします。</p>
15番委員	<p>15番新田です。12日、耕作放棄地の確認と一緒に行ったわけですが職員2名・委員2名で確認しました。畳2枚分の土地でございます、何ら問題はないということです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。現地確認結果及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第47号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第47号は原案の通り可と決しました。</p>
議長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第48号遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを上程致します。事務局に説明を致します。</p>

農業振興係長	<p>はい、議長。遠野市より農用地利用集積計画が提出されてございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、計画策定について意見を求め回答するものでございます。各筆の明細については表の通りとなりますが、まず1つめは、利用権の設定を受ける者は公益社団法人岩手県農業公社。これは農地中間管理機構との利用権設定となりますので、今回すべての利用権設定については農業公社との設定になりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>利用権を設定する者、1番●●町 ●●●●。土地の所在地、●●町 田1筆1,710平方メートル。計5筆10,280平方メートル。新規、10年間の賃貸借契約となります。</p> <p>2番、●●町 ●●●●。土地の所在地、●●町 田合計3筆5,356平方メートル。新規で10年間の賃貸借契約となります。</p> <p>3番、●●町 ●●●●。土地の所在地、●●町 田合計7筆11,201平方メートル。いずれも農地中間管理機構との利用権設定ということで、計画上問題はないということで報告致します。以上、ご審議お願い致します。</p>
議長	これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
1番委員	はい、1番阿部です。参考のために聞きたいのですが、耕作料が●●●円と●●●円、これは本人の意向でそう決まったのか中間機構からの要請なのか教えてください。
議長	はい、事務局。答弁願います。
農業振興係長	はい。今回の賃借料、この決定の手法ですが、貸す土地を出す方こちらの希望がまず出てきます。そして、担い手耕作する側との交渉の結果、この賃借料という設定となるということです。
議長	阿部委員いいですか。
1番委員	はい。
議長	他に質疑ございませんか。
9番委員	はい、9番昆野です。ただいまの賃借料の設定の関係で、今後は10年という形で中間管理機構等に委託する形になって、実際はそれぞれ地区ごとに賃借料が異なるがこれが中間管理機構の中で、地区の相場でやり取りをしないと、人によっては徳をするという考え方が無いわけではないと思います。それで今のような事象が当然出てくるわけですから、今後中間管理機構に預ける場合賃借料について考えがあるのかその辺を教えてくださいたいと思います。
農業振興係長	各地区の賃借料の情報につきましては、平均値ということで農業委員会だより等でお知らせしてございます。ただ、その平均値が相場かというところでもないというのが実情だというのは農業委員さん皆様ご存じだと思います。目安としてこちらの方で提示出来るのは、そういう数字で出てきたものなのですが、事務局としてはこの目安というのは平均値という部分でお出しすることは可能だと思いますが、その他の数字と言うものは、やはり貸手・受手それぞれの言い分もございまして具体的な数字ではなく目安としての平均値をお出しするということになります。
9番委員	今の件なんです、何故質問したかと言いますと、中間管理機構の今回の取り組みに当たって受手等の意向調査というのはやっているはずで、例えば私が綾織地区の農地を買いたいと意向を出して、実際に出し手が出てきた時にそういったところをある程度統一、相対でやるわけですからなかなか統一というのも難しいでしょうけど、この辺を農業委員会として地区ごとの賃料を指導していかないと、相対が原則だということで通すのなら構わないけれど、当初は農地中間管理機構への預け入れは白地委任という形が主流だったわけで、ただ白地委任でも相手がいないとなかなか難しいだろうということで

	<p>白地委任は建前で現在の様なやり取りになっているんですが、その辺を工夫する必要はあるんじゃないかという気がするんですがどう思うんですか。</p>
事務局 局長	<p>基本的な考え方につきましては、多田副主幹が答弁しました賃借料については、各地区ごとに出しているものが公表されているそれを参考にしながら相対でということなんですけれども、今委員が仰ったのは開きが無いようにということだと思うんですが、今後の参考とさせていただきますてご意見ということで承らせていただければと思います。</p>
議 長	<p>地区の賃借料を統一してほしいという要望でよろしいですか。</p>
9 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>次、1 番阿部さん。</p>
1 番 委 員	<p>はい、1 番阿部です。情報提供という事で、この間たまたま担い手組織の会議がありまして、その中で出てきたのが「田を返して止めなければならない」というような意見が結構あったんです。それらも関係すると、今の耕作料金で妥当なのかどうかというのを再度考えなければならないのかなと感じました。</p>
議 長	<p>今情報提供がございましたけれども、これについて事務局から何かありますか。</p>
事務局次長	<p>はい。今回呈しました耕作料についてですが、状況について今年は米の金額が下がったということもございまして、農地管理機構であります公社の方へ今日聞いてみました。そうしましたら、変更はあり得るのだと。あくまでも相対で決めたことだけれどもまずこの基本は崩さない。崩さないというのはお互い話し合いで決めるということです。ですから今回の部分について一応の金額はそれで締結したわけですけれども、その後やはりこの金額では難しいと申し出があれば、それに沿った形で話し合いを持って変更していくということを確認してございます。</p>
議 長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
29 番 委 員	<p>はい、29番菊池です。今この情報を見ますと、1 番と 2 番の土地は隣同士だと思うのですが、そこで耕作料が倍違うということになるとこの 2 番の方に聞こえた時に果たしてこれでいいのかという事になるのではないかなと。先ほど昆野委員が言われた通り、地区ごとに均衡の取れた耕作料を申請のあった時点で指導していくということを事務局の方で出来ないものかどうか、それがあつた方がおそらくお互いに納得できるのではないかなと。これだと 1 番 2 番では全く違うわけですから、2 番の方から不満が出るのではないかと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまのは意見ということでよろしいですか。</p>
29 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事務局 局長	<p>はい。ご意見ということで、先ほど昆野委員の意見でも答弁しましたが、相対でございまして相手との話し合いということなのでなかなか難しい部分があると思いますが、意見として承らせていただきましてこちらの方の案件事項ということにさせていただきます。</p>
議 長	<p>今の件につきまして、休憩の中で各町ごとの統一した賃借料が必要なんじゃないかというご意見がございましたけれども、特に今回の案件につきましては私の担当地域で</p>

	<p>質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第50号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって議案第50号は原案の通り可と決しました。</p> <p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第51号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程致します。事務局に説明致します。</p>
<p>農 地 係 長</p>	<p>はい、議長。議案第51号農地法の適用外証明願に対する可否決定について。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1 番、申請人 ●●町 ●●●●●。●●町 1 筆419平方メートル。</p> <p>2 番、申請人 ●●町 ●●●●●。●●町 1 筆317平方メートル。1 番・2 番は連続している土地でございます。利用状況は雑種地でございます。平成●年の台風により農地が流出したことにより耕作を中断していたものを、昭和●年から平成●年まで●●●●●に資材置き場として利用させておりました。現在の土地の状況は碎石転圧した状態となっております。</p> <p>3 番、申請人 ●●町 ●●●●●。●●町 1 筆1, 513平方メートル。利用状況は山林でございます。耕作不便のため、平成●年に杉の植林を行い現存本数は約150本となっております。</p> <p>4 番、申請人 ●●町 ●●●●●。●●町 1 筆1, 268平方メートル。利用状況は山林でございます。労力不足の為、昭和●年に杉を植林し現在に至っております。1～4 番までの手続きを怠っていた理由につきましては、農地法の手続きを知らなかったためでございます。</p> <p>5 番、申請人 ●●町 ●●●●●。●●町 1 筆198平方メートル。利用状況は、農業用倉庫を建築した宅地でございます。昭和●年に■●■●■を建築し現在に至っております。農地法第4条第1項第8号並びに農地法規則第8条第1項第1号の規定によりまして農地転用の制限の例外規定に定められる2アール未満の農業用施設に該当するため転用許可は不要でございますが、登記地目の変更をするために適用外証明願が提出されたものでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。 ●●町担当委員お願いします。</p>
<p>1 3 番 委 員</p>	<p>13番綱木です。12日に現地確認を致しました。場所は、■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●の雑種地です。に貸して■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●■●使っていた状況です。畑に再生するのは不可能であると確認して参りました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に●●町担当委員お願いします。</p>
<p>9 番 委 員</p>	<p>この土地は何年か前に一度畑に木を植えた場所で、これはよくないということで抜いてもらったんですが山林に変更して植林をしたということで何ら問題はないということで確認しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に●●町担当委員お願いします。</p>

布しておりました。その資料の中から変更の概要についての1枚物の資料及び本日配布しておりました新旧対照表で説明をしてみたいと思います。

まず最初に、変更の理由についてですが、農業経営基盤強化促進法の一部改正これは本年4月1日施行でございますが、並びに岩手県作成によります農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針これの見直し、情勢の変化等に伴いこの構想を変更する必要が生じたためというところでございます。なお、主な変更の内容でございます。まず一つ目としまして、青年等の就農促進に係る事項の追加。これにつきましては、青年等の就農促進のための資金の貸付に関する特別措置法という法律になりますが、これが廃止されまして農業経営基盤強化法による認定就農者制度、新規就農者の青年就農計画の認定、農業経営基盤強化促進法に位置付けられたことによります認定新規就農者に係る基本的始業等を追加するものでございます。今まで県が行ってきました認定新規就農者等の認定等の事務が市町村に落ちてくるということでございます。

農地保有合理化事業の廃止等に伴う変更でございますが、今までの農地保有合理化事業が廃止されまして農地中間管理事業の推進に関する法律が新たに施行されたことに伴いまして、これまでの農地保有合理化事業に関する記述を農地中間管理事業及び農地中間管理機構の概要に変更するものでございます。効率的かつ安定的な農業経営の指標、営農累計の見直しでございます。生産技術体系、これが県の方で策定しているわけですが、これが改訂され岩手県の営農利計の見直し及び遠野市の認定農業者の経営改善計画から目標達成を可能とする効果的かつ安定的な農業経営の指標として展開中の優良事業を基本として営農累計の内容の見直しを行ったところでございます。

また、情勢の変化等に伴う変更でございますが、地域農業マスタープランが平成24年に作成されたことに伴いまして必要な事項等の見直しを行ってございます。具体的な内容でございますけれども、新旧対照表で簡潔に説明をしてみたいと思います。1ページ目につきましては策定年月の変更でございます。当委員会の意見の回答に基づきまして、市長級の方で整備を致しまして9月末までに基本構想を決定し公告する予定でございます。3ページ目の部分でございますが、地域農業マスタープラン及び農地中間管理事業の事項について追加をしたところでございます。3ページ目の3につきましては青年等の就農促進に係る事項の追加に伴うものでございます。同じく4番でございます。4番(1)でございますが従来の遠野市農林水産振興協議会、担い手支援部会でございますが、これについて指導協で見直しを行っているということでございますのでこれに伴いまして今ある推進組織として遠野市農業再生協議会、担い手育成部会に変更するものでございます。

4ページにつきましては、全般的に主に就農促進に係る事項の追加、農地中間管理事業の施行に伴う見直しをするものでございます。

5ページにつきましても同様な考え方でございます。

6～10ページまでが営農累計でございます。この営農累計の考え方を若干説明をさせて頂きたいと思っております。まず営農累計の基本的な考え方でございます。今までの営農累計をベースにしまして、岩手県の営農累計、そして遠野市の現状の認定農業者の経営改善計画から優良事業と思われる計画を抽出し、今回見直しをするということでございます。これらに係る試算につきましては、岩手県生産技術体系2010ということで新たに改正されたものがありますがそれを使用したところでございます。所得目標は、1経営体490万主たる従事者が380万円、従たる従事者配偶者等が110万円として試算をしたところでございます。年間労働時間は1経営体3,600時間、主たる従事者が2,100時間、従たる従事者が1,500時間そしてそれ以上の労働時間になる場合は雇用条件に試算をしたところでございます。営農累計の機械、施設等の承認については適宜選択をしているところでございます。なおこの営農累計の見直しにつきましては岩手県、特にも遠野普及サブセンターからのご指導受けまして調整した部分であるというようなところでございます。特に営農累計について、野菜につきましては重点作物を設けているわけですが、その重点作物でありますほうれん草・ピーマン・きゅうり・アスパラここを中心に組み立てをした部分でございます。また保有作物につきましては、葉タバコ・ホップ・そして遠野市の特産でありますわさびでございますとか、果樹・菌床しいたけという部分も練りこんでいるところでございますし、また水稻・野菜・畜産、畜産につきましては肉用牛繁殖・肥育そして酪農の組み合わせなどが営農体系の見直しとした部分でございま

す。水稲千作につきまして、水稲プラス大豆という部分につきましては現在集落営農組織が多く取り入れているというところから別の組織経営体のところで強く謳っている部分でございます。

11ページにつきましては、県の基本方針が変更されたことに伴う変更でございます。

12ページにつきましては、農地中間管理事業及び遠野市農業再生協議会担い手育成部会のことにつきましては3ページの推進組織を変更したことに伴って見直しをするところでございます。

13ページについてでございますが農地中間管理事業の施行に伴う見直しということでございます。

14ページに改正後の部分につきまして、持ち分または株式という文言を入れてございますがこれにつきましては基盤法第6条に法制で定めることになっておりますが、この部分が抜けておりましたので今回見直しをするところでございます。他につきましては農地中間管理事業の法制化に伴う見直しという部分でございます。

15ページの上段に社団法人岩手県農業公社という表示がございます。公益社団法人に棒線が引張っている部分がございます。これについては、岩手県農業公社が公益社団法人化になったことに伴いまして今回変更するものでございます。あとの部分につきましては農地中間管理事業の法制化に伴うものでございます。

16ページの部分につきましては、現状に合わせた内容の変更というところでございます。特に7番については改正前の部分につきましては新山村振興等農林漁業特別対策事業等の合流とありますが、これは今現在活用されていない合理事業でありますのでここは国の公金事業というように纏めましたし、あとは地域水田農業ビジョンの実現ということでございますが、地域農業マスタープランの推進ということで対策するというところでございます。また7の力のところに、合併後は旧宮守村においても旧遠野市で整備した遠野テレビでございますけれども、現在は旧宮守地区でも遠野テレビが普及しておりますのでここは簡単に遠野テレビの活用、営農指導・情報等を提供するというところで見直しをするということでございます。

17ページにつきましては、就農組織に係る事項を追加、そして中間管理事業の施行に伴うものでございまして、また附則については施行が9月30日になるという公告でございますのでそれらも追加するところでございます。

最後18ページになります。4の所有権の移転を受ける場合に箱書きがあります。③の所有権の移転の時期、下段の方にありますけれども、“尚花巻農業協同組合及び公益社団法人岩手県農業公社”というふうに書いております。今まで“公益”が入っていなかったもので、先ほど申しましたように公益社団法人化になったことに伴いましてこの“公益”を追加したという経緯がございます。

時間の都合上、今回は市長から協議がありました基本的な構想の改正点を掻い摘んで説明をしてまいりましたが、委員の皆様事前に資料を配布してございましてこの議案第52号についてご意見等を頂戴できればと思っておりますのでよろしくおねがいします。なお、この件につきましては運営委員会等でも意見を頂戴いたしました。運営委員さんの意見といたしましては運営委員会の参考にもしますが、この構想につきましては本来遠野市の農林水産業の核となる遠野市農林水産振興ビジョンと言いますけれども、そして今地域農業マスタープランを進めているわけでございますが、それと農地中間管理事業推進方策を強く推し進めるための法則として推進を図って頂きたいとご意見があったということで参考に申し上げまして提案をさせて頂きたいと思っております。よろしくおねがいします。

議

長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮りします、議案第52号は原案の通り可とすることに異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長	<p>異議なしと認めます。よって議案第52号は原案の通り可と決しました。 次に協議第1号遠野市農業委員会組織検討委員会検討結果の取扱についてを協議致します。事務局長に説明を致させます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。協議第1号農業委員会組織検討委員会検討結果の取扱についてということで、ご提案させていただきます。先ほど報告で組織検討委員会の検討結果ということでご報告を致しました。その結果につきましては、検討の過程におきまして他の市と比較して本市の委員一人当たりの選挙区におけるの比例の範囲と判断される。そして中間管理事業が創設され、また農業委員における役割が極めて重要である。それに加えて業務量についても年々増大しているということを勘案すれば、当面現状の定数を議すべきということで検討委員会の方でまとめあげたという内容でございます。来年の2月に農業委員選挙を控えまして、定数の基本的な考え方、これについてはここで出したところでございますけれども、定数をどのようにするかこの件についてを果たして検討委員会の報告した事項の通り定数は当面現状維持とするのか、それともこの場で別の意見があるのかということで意見をいただければと思います。なお、参考でございますけれども、委員定数につきましては市の農業委員会の朝礼で伺いを取りまして、もし変更が必要な場合は条例改正が必要となります。そして、これを市長と市長部局と協議をしなければならぬわけですが、10月の上旬には遠野市長の方に協議が必要となりますので本総会におきまして検討結果の取扱についてご意見等をいただければと。そして決定を頂ければと考えているところでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
議 長	<p>質疑が無いようですので、質疑なしと認め質疑を終結します。協議第1号遠野市農業委員会組織検討委員会検討結果の取扱については、原案の通りにと致します。 次にその他、委員の皆さんから意見や提案等ありましたらどうぞ。無ければ事務局から。</p>
事務局長	<p>はい、議長。冒頭に報告致しました、農業委員会事務事業経過報告書についてでございます。一部訂正がございますので再度ご報告致したいと思います。訂正部分につきましては、9月25日以降の主な行事予定の部分でございますが、第67回農業委員会総会10月27日とご報告申し上げましたが、10月24日でございます。来月の総会は24日でございますので、訂正をさせていただき、お間違いのないようによろしく申し上げます。以上でございます。</p>
農業振興係長	<p>本日お渡し致しました資料の中の3点ほどご説明を致します。長形3号の封筒の中に入っている物は、11月7日の県大会のご案内の文書でございます。欠席する場合のみ10月6日までにご報告をお願いしたいと思いますという胸の文書でございます。開催場所は文化会館、当日の日程はバスは市民センターではなく松崎地区センターの駐車場こちらの方を利用して行きますのでよろしくお願い致します。マイクロバスは遠野バイパス・396号線を走ります。それ以外に係る分については、ご相談をお願いしたいと思います。以上よろしく申し上げます。活動記録カードの提出状況をお渡ししておりますが、きちんと出されている方、全く出されていない方両方いらっしゃいます。後期事業に影響を及ぼしますので未提出の部分については速やかに提出をお願いします。あと今後の中間管理事業等がございますが、パンフレットを1部皆様に配布してございます。農地の安心な貸し借りをしましょうという事でこのパンフレットの活用をぜひお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
事務局長	<p>先ほど議案第52号で、農業経営基盤の促進に関する基本的な構想についての意見として、特に異存なしと決定をしていただいたところでございますが、これにつきまして先ほども若干補足で申し上げましたが、運営委員会で付帯検討致しまして特に遠野市農林水産振興ビジョンに掲げる百億円プラン、それに近づけるような推進そして農地中間管</p>

理事業の推進を強くというところで運営委員会が出されておりましたので、付帯意見として、そして特に異存なしと市長の方に回答することで再度この場でご確認をしたいと思います。また、組織検討委員会の検討結果につきましては報告書の通り定数は現状の通りという事で決定をして頂きましたので、来月の市長との協議には定数については上げないという事で進めて参りたいと思いますので再度のご確認になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議

長

事務局その他いいですね。以上を持ちまして、第66回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞さまでございました。

(午後16時24分 閉会)

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 9 番 _____

同 10 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

0